

6 浄化槽工事業廃業等届出書【長野県取扱様式1】

当該届出書は、浄化槽工事業者として登録を受けている者が、以下のいずれかの事由に該当することとなった場合に提出してください。この届出は、廃業等があった日から30日以内に行ってください。

- ① 「商号又は名称」「代表者氏名」の各欄は、廃業等をした浄化槽工事業者について、法人である場合は商号又は名称及び代表者の氏名を記載し、個人である場合は、事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付した上、本人の氏名を記載してください。

なお、以下に掲げる届出事由のイ～オに該当し、廃業等をした浄化槽工事業者と届出者が異なる場合は、それぞれの届出事由に対応した届出者の住所及び氏名を上記記入欄の下に併せて記載してください。

- ② 「廃業等の理由」の欄は、以下に掲げる届出事由のいずれかを記載してください。

なお、浄化槽工事業者として登録を受けている者が、建設業法第3条の規定による土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた場合は、「廃業等の理由」欄に、建設業許可を受けた旨を記載して提出して下さい。

- ③ 「登録番号」「登録年月日」の各欄は、登録通知書に基づいて記載してください。

○廃業等の届出事由及び届出者

届出事由	届出者
ア 浄化槽工事業の廃止	浄化槽工事業者本人【個人の場合】 法人の役員【法人の場合】
イ 浄化槽工事業者の死亡【個人の場合】	浄化槽工事業者の相続人
ウ 合併による消滅【法人の場合】	消滅法人を代表する役員であった者
エ 破産による解散【法人の場合】	破産管財人
オ 合併・破産以外の事由による解散【法人の場合】	清算人

※ 個人の浄化槽工事業者が死亡した場合で、相続人が営業を継続して行おうとするときは、新たに浄化槽工事業の登録を受ける必要があります。

※ 個人の浄化槽工事業者が法人成りして引き続き浄化槽工事業を行う場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として浄化槽工事業の登録を受ける必要があります。